

第66回 地方分権改革有識者会議
第186回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事概要

開催日時：令和8年6月3日（水）13：00～14：44

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕

市川晃座長（司会）、高橋滋座長代理、大橋真由美議員、後藤玲子議員、勢一智子議員、谷口尚子議員、西脇隆俊議員、沼尾波子議員、美浦喜明議員、三木正夫議員

〔提案募集検討専門部会〕

大橋洋一部会長、勢一智子部会長代理、宇野二郎構成員、大橋真由美構成員、高橋滋構成員、平田彩子構成員
（勢一智子部会長代理、大橋真由美構成員、高橋滋構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕

井上裕之内閣府事務次官、松田浩樹内閣府審議官、稲原浩内閣府地方分権改革推進室長、平沢克俊内閣府地方分権改革推進室参事官、佐伯美穂内閣府地方分権改革推進室参事官、松田和香内閣府地方分権改革推進室企画官

議 題：（1）令和8年の提案募集方式の実施について
（2）その他

1 冒頭、市川座長から参考資料5（山下議員提出資料）について説明があった後、井上内閣府事務次官から以下の趣旨の挨拶があった。

（市川座長）ただいまから第66回地方分権改革有識者会議・第186回提案募集検討専門部会合同会議を開催する。

なお、御欠席の山下議員から事前に書面による御意見を頂戴しているので、参考資料5として配付させていただきます。

初めに、井上内閣事務次官から御挨拶をいただく。

（井上事務次官）皆様におかれは、日頃から地方分権改革の推進に御尽力を賜り深く感謝申し上げます。

昨年の提案募集で皆様に御議論いただいた成果である第16次地方分権一括法は、去る5月27日に成立し、本日公布された。改めて厚く御礼を申し上げます。

本年の提案募集では、人口減少や人手不足の深刻化に伴い、持続可能な地方行財政の確保が喫緊の課題となっているという認識の下、その課題の解決に向け、事務の廃止や事務処理の広域化を求める提案を重点的に募集し、これらに関するものを含め385件もの提案をいただいた。昨年と同程度の数の提案をいただけたことは、引き続き地方分権改革に大きな期待が寄せられていることの表れであると我々は受け止めている。政府としては、地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、いただいた提案について丁寧に対応し、その最大限の実現を図っていく。

皆様には、引き続き地方分権改革の推進に向けて御尽力いただくよう、よろしくお願い申し上げます。

2 次に、市川座長から議員就任について説明があった後、議題(1)「令和8年の提案募集方式の実施について」に関して、平沢内閣府地方分権改革推進室参事官から説明が行われ、その後意見交換が行われた。

概要は以下のとおり。

(市川座長) 議事に入る前に、提案募集検討専門部会の構成員の異動があるので紹介させていただく。新たに平田彩子東京大学大学院法学部政治学研究科教授に御就任をいただいている。平田構成員から御挨拶をいただければと思う。

(平田構成員) 今年度より提案募集検討専門部会構成員を拝命した東京大学法学部政治学研究科の平田彩子である。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

私の専門分野は法社会学と呼ばれる領域で、特にその中でも行政、地方自治体における法の実施・執行に関心を持ってこれまで研究を行ってきた。様々な制約がある中で、いかに自治体職員が実際に法を理解して受け止め、解釈し、使う、もしくは使わないのかという点に、私の研究者としての出発点がある。

現在は、地方公共団体の法務、特に自治体に勤務する弁護士職員に関心を持って経験的研究を行っている。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

(市川座長) 本日の議事について、まず、議事(1)、令和8年の提案募集方式に係る今後の検討の進め方等について、事務局から御説明いただく。

(平沢参事官) 資料1、令和8年の地方からの提案状況についてである。令和8年の提案募集については、本年2月2日に開催された有識者会議において決定した重点募集テーマ等の募集方針に基づき、同日から募集したところである。

提案総数は385件と、400件前後であり、地方公共団体等において重点募集テーマ等も踏まえ、昨年と同程度の提案を提出していただいたと認識している。そのうち324件について、内閣府と関係府省庁との間で調整を行うことを予定している。また、このうち51件、事項数では36事項を重点事項として考えている。

重点募集テーマ別の提案件数としては、事務の廃止や事務処理主体の広域化・外部化等を求める事務処理方法の見直しに関する提案が240件、デジタル化に関する提案が108件、地域におけるサービスの維持・向上等に関する提案が129件となっている。

2つ目、3つ目の○について、政令市・中核市を除く市町村の提案団体数は315団体と昨年に比べて68団体増加しており、また、75団体の市町村から本年初めて提案をいただいた。

4つ目の○について、本年も提案の大部分が複数の地方公共団体による提案となっている。

5つ目の○について、詳細は次の2ページ目のおりだが、昨年同様、提案内容としては医療・福祉の区分が最も多く103件となっており、その次に多いものがマイナンバーカード関係の総務の区分となっている。

続いて、資料2-1、昨今の人口減少や人手不足の深刻化等に伴い、持続可能な地方行財政の確保が喫緊の課題となっている。この課題の解決に向け、本年の重点募集テーマを踏まえ、36事項、51件の重点事項を選定し、取り組むこととしたいと考えている。

重点事項について4つの柱を掲げている。

まず、1つ目の柱として事務処理方法の見直しを求めるものである。

- (1) 申請手続や経由事務などの事務の廃止等
- (2) 広域化や外部化などの事務処理主体の変更
- (3) デジタル化
- (4) 事務の簡素化等

次に、2つ目の柱として人員基準や資格要件の見直しといった地域におけるサービスの維持向上を図るものである。

続いて、3つ目の柱として現在政府に推し進めている強い地域経済の構築に向けた規制緩和を求めるもので

ある。

最後に4つ目の柱として、昨年から継続して検討する事項のうち、引き続き重点的に取り組む必要があると考えているものである。

各柱の提案の例の詳細な内容については、次の資料2-2に沿って御説明をさせていただく。資料2-2について、資料2-1の右側に記載した案件を中心に、その内容を説明する。

まず、1つ目の柱、事務処理方法の見直しのうち、事務の廃止等を求めるものである。

1ページの1番目、覚醒剤取締法に基づく事業者等の申請・届出等に係る都道府県経由事務の廃止についてである。具体的には、覚醒剤の原料の輸出入の許可申請など、覚醒剤取締法に基づく各種申請や届出、許可証等の交付について都道府県経由事務を廃止し、事業者等が直接国へ申請・届出を行うとともに、国が直接事業者等へ許可証等を交付することを求めるものである。

3番目、住所変更等に伴う手帳等の記載事項の変更の届出の廃止等についてである。具体的には身体障害者手帳等の所持者が住所・氏名を変更する際に、住民基本台帳法に基づく届出とは別に義務付けられている記載事項変更の届出を不要とすることなどを求めるものである。これは身体障害者手帳に限らず横断的に見直しを求めるものである。

5ページの7番目、広域化等の事務処理主体の変更を求めるものである。特定商取引法における複数の都道府県にわたる消費者被害事案について、国での対応を原則とするよう求めるものであるが、具体的には、特定商取引法に基づいて訪問販売や通信販売等に係る消費者被害事案について、現在、国又は都道府県が事業者に対して行政処分を講じることができるが、複数の都道府県にまたがる消費者被害事案について、国での対応を原則とするよう役割の明確化を求めるものである。

11番、複数自治体や複数分野でのインフラを群として捉え、効率的・効果的にマネジメントしていく取組である地域インフラ群再生戦略マネジメント、いわゆる群マネについて、①に記載しているが、広域連携として地方自治法に基づく特例一部事務組合が活用できることや、また、③に記載している当該組合が補助金等の交付対象であることを求めるものである。

9ページの18番、デジタル化を求めるものである。喀痰吸引等を行うことを業とすることができるものの認定について、国家資格等情報連携・活用システムによる申請手続等を可能とするとともに、都道府県知事が発行している認定特定行為業務従事者認定証について紙媒体を廃止し、デジタル資格者証へ移行することを求めるものである。

10ページの19番、事務の簡素化等を求めるものである。マイナンバー利用事務に不動産登記事務を追加すること等だが、登記所が土地等の登記を行った際に、市町村への通知事項に土地等の所有者のマイナンバーを追加し、市町村の固定資産課税台帳へ自動反映させることや、所有者が法人である場合に登記所から市町村への通知事項に所有者の法人番号を追加することなどを求めるものである。

続いて、2つ目の柱、地域におけるサービスの維持・向上の事項の例として3件説明する。

14ページの26番、看護師学校養成所のうち、大学、短期大学、専修学校などにおける3年課程の指定基準について、教員のうち8人以上は看護師の資格を有する専任教員とすると規定されているところ、少子化に伴う学生数減少など、養成所の実情に応じて人員基準の弾力化を求めるものである。

27番、離島へき地において少子高齢化・人口減少が特に進んでおり、指定介護老人福祉施設における有資格者の人員確保が非常に困難となっていることを踏まえ、栄養士、または管理栄養士の配置基準、現行は入所定員40人以上で1人以上の配置となっているが、この基準の見直しや介護支援専門員の常勤要件の緩和を求めるものである。

15ページの28番、介護認定調査を行う調査員の確保を図るため、市区町村が調査を委託する際の指定居宅介護支援事業者や個人の調査員の資格要件について、現行の介護支援専門員に加え、その他の保健、医療、または福祉に関する専門的知識を有する者を新たに対象とするよう要件の緩和を求めるものである。

続いて、3つ目の柱、強い地域経済の構築の事項の例として3件説明する。

16ページの31番、地域未来投資促進法に基づく基本方針においては、市街化調整区域で開発可能な対象施設が5類型に限定されているところであるが、地域経済を牽引する産業団地周辺に立地する物流業務施設を対象に追加するよう見直しを求めるものである。

17ページの32番、都道府県知事等が発行主体となる農林水産物及び食品の輸出に係る輸出証明書の発行業務について、申請の受付、審査、発行の可否決定、証明書の交付など、全ての業務を私人に委託することを可能とするよう見直しを求めるものである。

33番、都道府県が管理する国有農地について、借受希望者への新規農耕貸付に際し、迅速な貸付実施を可能とするために要件の緩和を求めるものである。現行の売払手続による一般競争入札を1回以上行うことや、旧所有者の同意を得るといった要件の緩和を求めるものである。

最後に、4つ目の柱として昨年から継続して検討する事項として2件説明する。

34番、昨年提案があったものである。診療報酬の返還金や障害者自立支援給付費国庫負担金、あるいは障害児入所給付費等国庫負担金において、事業者の不正等に起因した返還金が徴収困難となった場合の未徴収額について、国・県の補助金の分を市町村が全額返還することとなっているところ、本取扱いの見直しを求めるものである。これまでの状況としては提案対象、あるいは類似の国庫補助金等において提案内容と同様に市町村が負担して返還している実態について全国調査を実施したところである。今後については本調査結果を分析し、類似の国庫補助金等の状況を踏まえて対応を検討することとしており、令和8年度中に結論を得て結果に基づいて必要な措置を講じる予定としている。

35番、昨年提案があったものである。特別支援学校の就学奨励費の申請ができる保護者の定義について、学校教育法16条に規定する保護者に限定せず、就学に要する経費を実質的に負担する者を加えるよう要件の見直しを求めるものである。本年2月に自治体へ実態調査を実施し、その内容を精査しており、本年中に結論を得る予定となっている。また、併せて要保護児童生徒援助費についても同様の検討を行っていく予定である。

資料2について、重点事項に係る説明は以上である。

続いて、資料3、フォローアップ案件のうち、重要な案件については各府省庁との継続的な調整や進捗管理をより適切に実施していく必要があると考えている。そのため、本会議においても適時に報告を行っていきたい。資料2で説明した本年の重点事項として選定する4件のほか、主な案件を資料3に記載しているので、その概況を説明する。

まず、1番の国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大に伴う都道府県経由事務の廃止についてである。医師・看護師等の国家資格について当該システムを活用し、免許の申請や免許証の交付などにおける都道府県経由事務の廃止を検討しているものである。

本件について、資料のうち、特に右側の欄の下側の今後の予定の欄の2パラについて御説明させていただきたい。免許証の交付について、令和8年度中に、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師の5資格に係るオンライン申請に係る新規登録受付分について、国から直接交付を開始する予定となっている。

続いて3ページの3番、不動産登記事務に係る戸籍証明書等の公用請求への戸籍情報連携システムの活用について説明する。長期相続登記等未了土地解消事業は、長期間にわたり相続登記がなされていない土地について、登記官が公共事業の実施主体からの求めに応じて法定相続人を探索し登記をしていく制度であるが、法務

局の職員が市区町村に対する公用請求に代えて戸籍情報連携システムを利用することについて、法務省で検証作業を本年12月までに行い、令和8年度中に結論を得た上で、その結果に基づいて必要な措置を講じることとなっている。

5ページの8番、老朽化や入居率の低下した公営住宅について建替えを伴わない団地集約の場合においても入居者への明渡請求を可能とすることについてである。人口減少等の社会情勢の変化や地方公共団体の意見を踏まえつつ、入居者の居住権の保護や住宅ストックの質的改善の在り方などを含めて検討するものである。本件については、現在、地方公共団体の状況の確認や有識者からの意見を伺いつつ検討し、令和8年中に結論を得る予定となっている。

7ページの12番、子供の学習費調査における都道府県経由事務の廃止及び調査対象の見直しについてである。次回の令和9年度調査に向け、調査票の回収業務について、都道府県を経由せずに文部科学省において対応することなどについて検討しているものである。現在、文部科学省において有識者会議を設置して検討を進めてもらっている。検討結果を踏まえて令和9年度の調査において必要な措置を講じる予定となっている。

最後に、資料4のスケジュールである。7月上旬に関係府省庁に対して第1次ヒアリング、9月に第2次ヒアリングを行う。その後、また、関係府省庁との調整を重ね、12月の対応方針の閣議決定に向けて取り組んでいきたい。説明は以上である。

(市川座長) それでは、大橋部会長から今年の地方からの提案等全般に関して御発言をお願いします。

(大橋部会長) 事務局からの説明のとおり、本年の提案募集については地方から385件もの提案をいただいた。特に今年は市町村からの提案が増加したということは、専門部会としても大変うれしく受け止めている。提案の内容としては幅広い分野から地方の現場に依拠した具体的な提案が寄せられているが、その中でも重点テーマとして設定した事務処理方法の見直し、デジタル化、地方におけるサービスの維持・向上等は、表現は異なるものの、その根底にあるものは持続可能な形で住民サービスを維持していくための課題が提起されていると考えている。

本年の重点事項を議論するに当たり、4点ほど所感を述べさせていただく。

1点目、事務の廃止に係る提案として、これまでも都道府県経由事務の廃止などを進めてきた。経由事務などは重点事項として取り上げたもの以外にも横並びの類例が極めて多い。そこで、重点事項を軸にして横串でその他の提案についても改善を図り、さらには提案を超えて横断的な改革に仕上げていくというような横展開を図ってきた。こうした視点は今年も堅持していきたい。

2点目、市民が住所変更の手続をとれば、各種給付に必要とされるその他の届出を不要とするいわゆるワンストップサービスの視点についても、これは市民に便宜であると同時に、届出業務に関わる職員の負担軽減にもつながることであるため、重点事項を軸にこうした住所変更に並行して必要とされる各種届出手続の廃止についても、先述の横展開の改革になじむものと考えている。

3点目、地方分権を進める中で、権限が市町村や都道府県に下りて各自治体が事務処理を経験する中で、近年では機能的に見た場合、むしろ国が一括処理した方が有用なのではないかといった事務の見直しに関わる提案がここ数年多く寄せられている。今年の重点事項である事務処理主体の変更は、こうした傾向に正面から目を向けるものとして時宜を得たものと考えている。

事務の特質から機能的に判断すれば、国での対応が最適であるような事務については、自治体が担った経験を基礎に議論を進め、国・都道府県・市町村がそれぞれ優位性を発揮できる役割分担はどういうものなのかということを考え直す、これは非常に大きなテーマとなり得るように考えている。こうした改革の結果、集権的な仕組みにつながるとしても、それは分権の思想に反するものではなく、むしろ役割分担を重視した地方分権

というような考え方には適合するのではないか、こうしたような視点を基に議論を進めていきたいと考えている。

4点目、地域におけるサービスの維持・拡大を図る上で、多くの場合、国で一律に決めた人員の配置基準、資格基準、とりわけ人口減少地域の実態に合っていないということで支障が生じている。この点では従うべき基準を見直すという課題は、現時点でもなおメインの課題である。従うべき基準の見直しはこれまでも継続して取り組んできたが、今年も地域社会の実態に適した形で、持続可能なサービスの在り方を考える契機にしていきたい。

今後、提案募集検討専門部会としては、どの事項を関係府省庁からヒアリングするかなど、重点事項に係る具体的な進め方について、部会長である私に御一任いただければ幸いである。提案募集検討専門部会としては今年も充実した審議に努め、地方からの提案に寄り添い、地方からの提案の最大限の実現に向けて検討を進めていきたいと考えている。議員の先生方には御支援と御指導をよろしくお願い申し上げます。

(市川座長) それでは意見交換に入りたいと思う。西脇議員、お願い申し上げます。

(西脇議員) 京都府知事の西脇である。まずは市川座長をはじめ、事務局の皆様には、385件もの提案を取りまとめていただき心から感謝申し上げます。

全国知事会の地方分権推進特別委員長として、全都道府県に対し積極的な提案を呼びかけるとともに、全国知事会としても事務の簡素化・オンライン化、あるいは都道府県経由事務の廃止など、32件の共同提案を行わせていただいている。是非、地方の声を受け止めていただき、実現する方向で積極的に御検討いただくようお願い申し上げます。

重点事項案について賛成の立場で発言させていただく。まず、重点事項20番の都道府県労働委員会委員の任期の見直しについて、労働委員会の委員の任期2年は、教育委員会、人事委員会の委員、また、公安委員会や収用委員会の委員の任期に比べても短く、任期を延ばすことを求めるものである。

昨年11月の全国労働委員会連絡協議会総会において、元中央労働委員会の会長であった諏訪康雄先生が記念講演において、「労働委員会の委員は、1年目にまず制度を理解して、2年目に実務への適用ができるようになり、3年目に判断力の深化に至る」、「2年の任期では中途半端で3年はかかるのではないか」というお話をされた。

京都府の労働委員会委員からも、「高度な専門性とか経験の蓄積が必要であって2年は短い」、「2年では1つの事件を最後まで担当できず、委員の業務の全体像を把握しきれない」などの意見をいただいている。不当労働行為の審査など、長期間を要するものも非常に多く、実態としては同一委員の再任を繰り返している状況であり、委員の任命には半年程度の期間を要することから選考事務も大変煩雑になっている。事務負担の軽減の観点からも任期の見直しについて、是非検討をお願いしたい。

次に、重点事項の26番の看護師学校養成所の専任教員配置基準の緩和について、少子化などにより学生の定員割れが全国的に非常に深刻な状況である。学生数の減少など、養成所の実情に応じて専任教員の配置基準の弾力的な運用を求めるものである。また、看護師以外にも医療関係職種があるが、そうした職種全般においても少子化等による養成校の定員割れが発生しており、本提案と同様に専任教員確保の課題も考えられるため、その他の職種の実態についても把握していただき、必要な対応を是非お願いしたい。

前回の有識者会議でも発言させていただいたが、各提案を個別に検討して改善していくことに加え、横断的な制度改善につながるような検討をこの会議の場で行っていくことも非常に有益ではないかと考えている。

最後に重点事項34番、障害者自立支援給付費国庫負担金の返還金に係る市町村負担の見直しについては、令和7年に全国知事会として共同提案させていただいたものである。御承知のように国の間接補助事業において

は、地方には主体的な権限がないにもかかわらず、事業者の不正などによって返還金の未収入額を全額一般財源で肩代わりするなど、地方が重い負担を負わざるを得ない状況がある。

先日開催された第34次地方制度調査会の第2回総会の中でも、全国知事会の阿部会長が国と地方の役割分担の議論と併せて国と地方の関係性の見直しについても議論をお願いしたいと発言されており、他の間接補助事業の状況に関しても、しっかりと実態を把握していただくとともに、国と地方の権限と責任に見合った適切な費用負担など、国と地方の関係性の在り方についても、是非御検討いただくよう、よろしく願い申し上げます。

(市川座長) 美浦議員、お願い申し上げます。

(美浦議員) 全国町村会の福岡県水巻町的美浦である。

先日、第16次地方分権一括法が成立し、全国町村会においても、全国知事会、全国市長会と合同でコメントを発表させていただいたが、改めて事務局の皆様への御尽力に感謝を申し上げます。

提案募集全体の資料1の関係について、本年の提案総数は385件で昨年より減少したものの、提案団体数は315団体と昨年より増加している。地方分権改革の裾野拡大に向けて、これまでの事前相談の情報提供などの取組と併せて、新たに職員向けのオンライン研修の実施や啓発事業の展開などに取り組んできた成果ではないかと考えており、事務局に対して感謝申し上げます。地方の意見、とりわけ小規模自治体の意見をより多く吸い上げられるよう、引き続き提案募集について工夫をお願いしたい。

次に資料の2-1、2-2の重点事項について、項目自体に特段の異論はない。その上で、何点か意見を申し上げたい。

特に重点事項の1つ目の柱、事務処理方法の見直しについては、現在行われている第34次地方制度調査会において、将来にわたり持続可能な行政サービスを提供していくための国・都道府県・市町村間の役割分担の在り方をテーマに議論が行われているところである。事務分担の見直しは重要なテーマだが、特に深刻な人材不足に直面する町村にとっては、事務の廃止や統合などの事務自体の見直しが今後重要なテーマとなるべきではないかと考えている。

計画策定事務についても既存の計画について一定の見直しを行い、負担軽減を図っていただいたところだが、依然としてこのような計画策定業務の積み重ねは事務負担となっている。既存の計画の見直しと同様、計画の総数を増加させないことも重要であるため、ナビゲーションガイドを踏まえた効率的・効果的な計画行政の徹底について、引き続き各省庁に強く求めていく必要があると考えている。

重点事項の2つ目の柱、地域におけるサービスの維持・向上については、人員配置基準の緩和などの提案が寄せられている。中山間人口減少地域を多く抱える町村においては、既にサービスの維持そのものが困難となっているケースも見られる。こうした実情を踏まえ、サービスの維持・向上に資する提案について、是非積極的に実現していただきたく思う。

重点事項の4つ目の柱、昨年より継続して検討するものについては、いずれも令和8年度中に結論を得ることとされている。特に返還金の問題については市町村が適切な事務執行の責任を果たし、十分な努力をしたにもかかわらず、徴収が困難な場合は市町村の自主財源で返還するというのは、財政規模が小さい町村にとっては大きな負担となっている。継続案件について自治体が納得する結論が得られるよう、しっかりと対応をお願いする。

最後に、町村における人材不足は今後一段と深刻なものとなる。本提案募集を通じた見直しは町村が地域の課題と向き合って創意工夫を要する仕事に取り組み、地域住民が求める行政サービスの実現のためにも大変重要なものと認識をしている。そして、本年の提案募集はもとより、個別の提案への対応にとどまらず、各省庁が提案の趣旨を踏まえ、制度の横断的な見直しが進められることを期待している。

(市川座長) 三木議員、お願い申し上げます。

(三木議員) 長野県須坂市長の三木である。ただいまの西脇京都府知事、福岡県的美浦水巻町長からのお話と重複することもあるかもしれないが、地方自治体の立場としてお願いとお礼を申し上げたい。

第一に、第16次地方分権一括法案の成立、事務方をはじめ、関係の皆さんに心から感謝を申し上げます。私は地方分権でこういう形で法律で制定されるということ自体が、正に地方自治の根幹に関わる基本的なことであると思っている。こういう形で提案することによって実現できることが職員にとっても仕事のやりがいに通じ、市民サービスにも通じる。

また、大橋部会長からお話のあった4項目について、基本的な考え方として大事なことだと思っている。そして、全体を通して横展開をしていただくということ、提案募集の案件にかかわらずヒアリング等の中で横展開をしていただくことが我々にとって非常に有り難い。

経由事務の廃止について、実際に市町村で事務をやっている場合に県自体も単なる経由機関となっているとすれば、県の仕事自体に対しても申し訳ないという気持ちもあるので、こういうものも見直していただければと思っている。

ワンストップサービス、デジタル化等について、これも市町村からすればワンストップでできるのではないかという案件があるので、我々も引き続きワンストップでできるような案件がないかということもこれからも検討していきたい。

量的な国の一括事務処理について、今までの地方制度でもあったが、実際、様々な状況が各市町村によって異なっている。人口規模、行政需要等が違うため一律のサービスでなく、正に地方自治のそれぞれの自治体に合ったサービスを提供するためにはどうすればいいかという観点で検討していただきたい。それほど要望のないところに関して人も配置しなければいけないというようなことにもなりかねないため、メリハリをつけていただくのは有り難く思う。

トータルとして、一番大事なのは最初に大橋部会長がおっしゃった持続可能な市町村行政にしていくにはどうすればいいか、住民サービス提供を引き続きやっていくためにはどうすればいいか、画一的なサービスでなくやっていただくという基本方針の4つについて、是非お願いしたい。

その関係で、重点事項について説明があったが、デジタル化と事務の簡素化の中で、特にマイナンバーの活用を広く推進していただきたい。というのも、マイナンバーを始めた頃、市民の中でマイナンバーによって自分のプライバシーや貯金の残高が分かってしまうなどの誤解があった。メディア等でも残念ながらそのような報道があった。我々が実際にマイナンバーの登録をしてほしいと市民にお話ししたときにも、そういう誤解により難しい面があった。しかし、実際にはマイナンバーによってマイナスということはないわけだ。

先日、ある病院の患者さんがマイナンバーカードを持ってこなかったということがあった。マイナンバーを持ち歩いてなくしたりすると弊害が起こるのではないかという誤解を年配の方が持っていることもあるから、マイナンバー自体の安全性を我々もPRしているのだが、マイナンバーの安全性や活用策について、是非いろいろな形で検討していただきたい。マイナンバーについては専門的な提案があるが、先ほど大橋部会長がおっしゃったように、横断的にやっていただければ有り難いと思っている。

京都府知事、水巻町長からもお話があったように、昨年から継続して検討する事項の、事業者の不正等による自立支援給付金等の国庫負担の返還要件の見直しについては、是非行っていただきたい。須坂市でも2件あり、当市で全然関与していなかったものであるが、返還の対象になっている。是非こういうものは見直していただき、よりよい方向に行くというような意識を持っていただければいいと思う。

どうしても公務員という立場になると、改正すること自体が今までの前任者に申し訳ないということになっ

てしまうが、そうではなく、今時点でベターなことをするという意識を持っていただくことが私は大切なことだと思ひ、各省庁の職員もそういう意識を持っておられるので、見直すことによって、国民のためにプラスになるという評価をしてもらえるような仕組みづくりも大事だと思ひている。

(市川座長) 勢一部会長代理、お願い申し上げます。

(勢一部会長代理) 今年度も昨年度に続いて多数の御提案をいただいた。御提案くださった地方自治体の皆様、また、御対応くださった事務局にお礼申し上げます。特に提案の取りまとめまでには自治体から派遣されている調査員の御尽力もあったと伺っている。その上で、少しばかり所感を申し上げさせていただければと思ひます。

1点目は、今年重点項目の課題設定であった持続可能な地方行財政の確保というところ、これに応えられるような提案を多数いただいたところである。重点事項の1つ目の柱の事務処理方法の見直しであるとか、2つ目の地域におけるサービスの維持・向上、こういうところの項目は、特に小規模な市町村においても住民が幸せに暮らせるための地方行政の持続可能性というところが重要になる。

そういう点では今年、政令市・中核市等以外の市町村からの提案を多く頂くことができた。これは有り難く、また、心強いと思ひている。こうした提案をくださった自治体のみならず、小規模な市町村においても持続可能な行財政サービスが維持できるように、提案の実現に向けて頑張りたいと改めて思ひました。

2点目としては、地域社会の変化であるとか、技術の進展、要は時代のニーズ、こういうのに合わせた事務処理の在り方、また、それを踏まえた国と地方との適正な役割分担ということは考えなければならないと思ひている。例えば、デジタル化による社会変化、地方にいと十分に地方行政の現場にまだ反映されておらず、そうしたデジタル化のメリットを享受できていないような地域や住民もいるように感じている。

マイナンバーやデジタルによる経路事務の廃止、もっと効率化できる部分があるのではないかとこの問題意識を持っているので、このようなどころもしっかり受け止めて議論に関わりたい。

多様な地域の社会、そして、それを支える地方自治体が地域に合わせた行政運営ができるように、国が一律に定める基準を変えていくことはとても大事だと思ひている。この点も頭に置いて議論させていただければと思ひます。

最後に、重点事項の4項目目、昨年からの継続案件である。提案募集検討専門部会としても宿題をいただいていると思ひているし、私自身も非常に重要だと思ひている。自治体トップの議員の方々からもしっかりすべきだということで御指摘いただいたので、この点も重視をして、しっかり議論に努めたい。

(市川座長) 高橋座長代理、お願い申し上げます。

(高橋座長代理) 今年重点事項、特に重点事項の1つ目の柱について、私の思ふところを簡単に申し上げておきたい。

重点事項の1つ目の柱について、いろいろな形で取り上げられているが、全体としては我が国のガバナンスシステムを合理化するというところであると受け止めている。確かにこれらの項目の多くは、縮小する社会の中で様々な困難が地方公共団体の中で生じている。その困難がこれらの項目に切実に表れているのだろうと思ひている。

しかしながら、このような困難の主要な背景には、これまで、本来はあまり地方の事務にふさわしくないようなことを国の下請的な形でやってきた。さらに本来は地方の事務なのだが、不合理なというか、さらに言うと、社会の変化の中で陳腐になってきている。そういう事務処理システムが、ある意味では不合理かつ陳腐化した事務執行の中で非効率な事務を地方公共団体が強いられてきていることの反映なのではないかと思ひている。

そういう不合理を改めて、デジタル化という形でさらに事務の合理化を進めていくということであれば、地

方の住民の中に入って地域づくり・まちづくりのある意味ではプランナーであるとか、コーディネーターとして活躍する地方公共団体職員の役割ができる可能性が広がっているのではないかと、可能性が現実のものになるのではないかと考えている。

したがって、我々の仕事は、地方分権の推進・発展といった本来の仕事として重要な意味があるのではないかと考えている。本年も大橋部会長の下で地方分権を進める観点から仕事を進めていきたい。

(市川座長) 後藤議員から御意見をいただいているので、事務局から御紹介いただく。

(平沢参事官) 後藤議員から、参考資料3の37ページ、管理番号306について御意見をいただいている。

田原本町の提案である。普通交付税算定事務における基礎数値の報告に係る運用の見直しについて、国・地方の税財源配分や税制改正に係る提案で対象外とされているが、国が保有するデータを再利用しないために、市町村職員が繁忙期にデータ入力する必要が生じており、そのために時間外労働、残業の増大という形で市役所職員と住民の負担が増えている事案である。これは対象外ではなく、規制緩和と要望と位置付けていただくのがよいと思う。御検討をお願いするという御意見である。

提案を受け付けている我々としては、対象外と整理をさせていただいている。その理由として、本提案は普通交付税の算定における基礎数値の照会の調査票の様式についての提案だったためである。提案を頂いてから所管の総務省とやり取りをさせていただいた。

これは地方交付税法に関する事柄になるが、地方交付税法で別途制度があり、交付税の算定に関する見直しについて自治体から意見申出を受け付ける制度がある。その意見申出を総務省で受け付けて、それに対して総務大臣がその意見に対して処理をするという制度がある。その対象にこの案件になるかどうかを総務省と調整をさせていただいた。

その結果、この提案については対象になるということで、総務省の回答があった。そうすると、法律に基づく制度ということで、田原本町に、この提案についてはそちらで提出をしていただくように紹介させていただいたという経緯があり、分権提案では対象外と整理をさせていただいた。

もともと分権提案も交付税の算定については対象外ということで、こうした交付税の算定に係る調査票の事務について、対象性がどうなるかということまで書いていなかったの、今後Q&Aに書くなどについて検討し、改善を図っていくことも含めて検討していきたい。

(市川座長) この事案については別途対応するというので御説明いただいたが、その点について何かあるか。高橋座長代理、お願い申し上げます。

(高橋座長代理) そうすると、税ということではなく、地方交付税に別の制度があるから対象外だと整理をしたということか。

(平沢参事官) 然り。

(高橋座長代理) では、税財源配分以外の手続などについてもそちらでやっていただくという整理になるということか。

(平沢参事官) 交付税の意見申出の対象になるということである。

(高橋座長代理) 実現されなかった場合はどうするのか。

(平沢参事官) 交付税の法律の手続で完結していただく。

(高橋座長代理) 完結するのだろうか。そこはまた議論したいと思う。事務局の見解を承った。

(市川座長) 本件について何かあるか。大橋部会長、お願い申し上げます。

(大橋部会長) 対象外という理解はそれでいいと思うが、これが駄目になったのではなく、そちらにルートがあるからそちらでできるということは、やり取りをして明らかになったので、その点について提案団体に対し申

請時や事前説明など情報提供があるといいのではないか。今まで交付税に関わると全部外れそうなイメージを持っていたところが、今言ったような仕組みがあり、そちらで処理する可能性があるということであれば、窓口などを初めから分かっていた方がいいと思うので、その辺りが来年以降は円滑にいくように調整というか、情報提供をしていただくと良いと思う。

(平沢参事官) 先ほど申し上げたように、提案募集の要項やQ&Aなどで改善を図っていきたい。

(市川座長) 沼尾議員、お願い申し上げます。

(沼尾議員) 今の御説明のところだが、地方交付税に関して自治体からの算定に関する意見の申立ての制度というのはあるのだが、そこで出されているものは基準財政需要額の算定の在り方に関する意見が大半であり、このような調査票自体の事務手続の在り方に関するものは出てきていない。この自治体では恐らくそこを切り分けた上で、交付税制度での意見申立てでは需要額の中身のことでないと判断されて提案募集に出されたという感想を持ちながら見ていたところだった。

入り口はこういう形で広げておくのはとても大切だと思っており、まず、提案募集というところで、事務に関するものについては受け付けて、例えば総務省の交付税課につなぐ考え方もあるのではないかと思う。

(市川座長) ほかに本件に関して御意見等はあるだろうか。具体的に進捗状況を部会の方でも御議論いただきながら継続的に注視するという進めてはどうかと現状は思うので、それでよろしいだろうか。

それでは、引き続き全般的なことに対して御意見があればお願いしたいと思う。それでは、大橋議員、お願い申し上げます。

(大橋議員) 私からは大きく2点コメントさせていただきたい。

まずはこのたびの一括法の成立、事務局の尽力によって昨年のもろもろの対応が具体的な成果につながったということで感謝を申し上げたい。

先ほど水巻町長から町村の人材不足が深刻というお話をいただいたが、提案募集の仕組みが持続可能な行政体制の整備に尽力されている市町村の重要なコミュニケーションチャンネルになっているのではないか。さらにそのようなコミュニケーションチャンネルを通じてなされた提案が、一括法で具体的な成果につながるものが積み重なっていくと、さらなる提案につながっていくインセンティブになるのではないかと思うので、提案募集制度の仕組みの重要性というものを実感した。

2点目、今年重点事項というのは基本的には昨年と方向性が同じものだと理解している。この内容は縮小社会において持続可能な行政体制の維持というものをどのようにしていくか、全てこれに関わるテーマだと感じている。

現在並行で進んでいる地方制度調査会の議論では、持続可能な行政体制の維持ということで、国・都道府県・市町村、様々な主体の役割分担の在り方、連携の在り方などがテーマとなっている。今後の日本社会においていろいろな主体が様々な形で連携を推進し、また、広域化といったものを推進しなければいけないということが方向性としては、ほとんど異論のないところかと思う。例えば、重点事項の11番は国土交通省が目玉政策として挙げている群マネに関わる提案となっている。群マネ自体は今後のインフラ整備に当たって必要不可欠な考え方だと私も理解している。一方で、現状では必ずしも思ったほど群マネでの取組がスピーディーに広がっていないというようなことも仄聞している。そのような中で、どうやって自治体間の連携、いろいろな主体間の連携、役割分担を考えていくかということについて、今回の提案も一つの具体的素材になるのではないかとも思う。こちらの提案募集で取り上げる具体的な素材を地方制度調査会での議論にも適宜反映して、より有機的な関係に持っていけたらと考えている。

(市川座長) 沼尾議員、お願い申し上げます。

(沼尾議員) 今回、提案募集が400件弱来たということで、数多くの提案が上がってきたことは本当に素晴らしいことだと思うし、市町村から上がってきていること、自治体間で連携して提案が出ているという意味でも、このような提案を出せる環境をサポートする体制も取られてきているというところで、皆様に感謝を申し上げます。

ただ、小規模自治体からの提案が必ずしも多くはない。恐らく日頃の事務に追われてしまい、このような提案をまとめるだけの余力もない中で、いろいろなことを改善するということを考えるだけの余裕をどのようにつくるのかという辺りも非常に大きな課題だと思っている。そう考えたときに、引き続きこの提案募集制度を充実していくために、提案に当たってのサポートを行う体制を強化していただけたらと思う。それが1点目である。

もう1点は、先ほど美浦議員からも出ていたが、このような個別の提案を通じて事務自体のやり方を見直していくことも大切ではあるが、そもそも事務の廃止であるとか統合、事務自体の検討が必要である。これだけ肥大化している計画策定の業務を考えても、今の事務の在り方そのものを併せて一体的に見直していくことも必要ではないかと思う。そのような体制の在り方を引き続き考えていくことが大切である。

(市川座長) 宇野構成員、お願い申し上げます。

(宇野構成員) 今までのいろいろな御意見に賛同するところばかりで新たに付け加えることは特にないが、一言コメントさせていただけたらと思う。

私自身も専門部会の構成員であるので、今年も提案実現に向けてしっかりと取り組んでいきたい。重点事項案を見させていただくと、去年はデジタルも多かったと思うが、今年はより人手不足関係の制度調整が多く含まれていると感じている。人手不足に関しては温度差があり、現場では非常に温度が重要であるが、制度を考える際には、そこまで深刻さが伝わっていないところもあるのではないかと感じたので、しっかりと現場のニーズを伝えられるように頑張っていきたい。

その中で、先ほど群マネの話もあったが、去年も出てきた内容では公営住宅関係もあり、まだまだ先の話と感じられるところもあるような分野かもしれないが、今後、中長期的にどうするのかは必ず地方の問題になってくると思うので、どのように持続可能にしていくのかということを通分権を通じて考えられるように、一つ一つの提案を実現に向けて努力していきたい。

(市川座長) 平田構成員、お願い申し上げます。

(平田構成員) 今回、初めてこの部会に参加させていただいたが、今回の資料を拝見して、小規模自治体を含め、現場からボトムアップで多くの意見が寄せられているということに感銘を受けている。提案団体数が今回300を超えたという点からも、地方分権をめぐる課題が抽象的な制度論にとどまらず、自治体の現場において切実に受け止められているということを改めて感じた次第である。

沼尾議員が既に御指摘くださった点、特に重点項目の1である事務負担の問題については、一つ一つの制度や事務だけを見ると、それぞれに合理性があるように見える場合も多いと思う。しかし、自治体の側から見ると各省庁、各政策分野から求められる事務が積み重なり、全体として大きな負担になっている点が重要だと思っている。今後の議論においても個別制度の合理性だけではなく、それらが自治体の現場においてどのように累積的に経験されているのかということについて全体を俯瞰する視点からも参加させていただければと考えている。

(市川座長) 谷口議員、お願い申し上げます。

(谷口議員) 私も今回の重点事項はいずれも重要で妥当なものとして大いに賛成する。

大橋部会長がまとめられていたように、まず、基礎自治体からの提案が非常に多くなっていることは望ましく頼もしい次第なのだが、逆に言うと、それだけ行政サービスの維持が厳しくなっているのも、そのような厳しさを感じているからこそその数の増加という点もあると思った。

その中の大きな特徴として、都道府県の経由事務を減らしていく、あるいは主体を変えていく。例えば、国

が一括処理できるものはそうしていくというところも極めて大事である。国の政策のための調査・分析であれば、直接行った方がお互いに効率が良い。デジタル化の提案も多くあったが、先ほど昨年からの検討事項が続いている進捗状況の例の中で、学校に対する調査について、これも都道府県の経由なく直接国が実施することがあり得るのではないかという項目があった。

確かにこのような調査・分析等に資するようなものは、例えば国が回答のプラットフォームをつくって、紙で出すとかではなく、直接ファイルをアップしていただいたり入力していただいたりする。その方が、結局、国もファイルを集めて、すぐにAIで要約したりとか、膨大な資料を作ってくれたりするので、現在の仕事の在り方にアップデートしていく、というような点でやれることは様々あると思った。いずれにせよ、こうした省力化や効率化が持続可能な行政サービスにとって非常に重要な一つの鍵になると改めて思った。

(市川座長) 三木議員、お願い申し上げます。

(三木議員) 地方公共団体の実態について理解していただき感謝申し上げます。

地方公共団体は現状、人手不足や採用難を抱えている。あわせて、行政サービスの多様化があるので、そういう観点からの見直しをしていただきたい。日頃の業務が忙しいため、提案ができないということがあるのだが、こういう形で制度として成立していただくと、それぞれ波及効果で地方公共団体も助かるため、大変有り難く思っている。

その上で、追加でお願いがある。

一つは、老朽化や入居率の低下した公営住宅等についての建替えを伴わない団地集約についてである。実は須坂市の場合、社会増減で言うと社会増になっている。長野市に隣接していることもある。ただ、社会増になっている一方、住宅が不足している。

そのため、従来の市営住宅と県営住宅等を建て替えて住宅政策をしたいと思っているが、今まで入居している方に理解していただけない場合もある。その場合にはある程度、相手の方に負担をかけないように明渡請求等ができるようになれば、とても有り難いと思っている。市営住宅の立地しているところが非常に場所のいいところであるため、そういう面で検討をお願いしたい。

重点事項の3つ目の柱、地域未来投資促進法に基づく市街化調整区域について、須坂市はインターの周辺に地域未来投資促進法によって49ヘクタールの産業団地を造っており、当時は産業団地の中に商業施設を造ることが可能であったため、県下最大の商業施設だとか、様々な商業施設ができた。ところが制度が変わり、線引きのある地域には商業施設ができなくなってしまった。一方、線引きのあるなしにかかわらず、同規模の市で商業施設が立地できるようにもなっている。こういうような一律の規制ではなく、その地域に合った規制を是非していただきたいと思う。

大型商業施設等ができることによって須坂に移住をしてきた人が実際にいる。製造業だけの施設だけでは人口増には直接つながらないため、商業施設等も併せて、地域未来投資促進法の活用を図っていただきたいと思う。全国から毎年20件くらい視察に来ており、そういう面で、地域未来投資促進法が須坂市のためにもプラスになっており、また、須坂以外の近隣の市でも地域未来投資促進法を活用しているので、より地域の活性化のために地域未来投資促進法の活用を横展開でしていただければと思っている。

(市川座長) 皆様の御意見は、資料2-1、2-2の枠組みで議論していただくということに異論はないことを確認した。ただ、具体的な検討をする視点、あるいは内容について、数々の御指摘・御示唆をいただいているので、その点をこれからの議論で受け止めていただければと思う。

田原本町の件については、また別途御議論させていただきたいと思っている。

そういうことで進めさせていただくことよろしいだろうか。

(「異議なし」の意思表示あり)

(市川座長) 特に御異論がないため、御説明したような形で進めさせていただく。具体的な検討の進め方については、大橋部会長から最初に御提案いただいたとおり、大橋部会長に御一任いただけるということによろしいか。

(「異議なし」の意思表示あり)

(市川座長) 皆様に御賛同いただいた。それでは、御一任いただいたので、重点事項については大橋部会長の下、提案募集検討専門部会において、具体的な検討を進めていただきたいと思うので、よろしく願い申し上げます。

3 続いて、議題(2)「その他」に関して、佐伯内閣府地方分権改革推進室参事官及び松田内閣府地方分権改革推進室企画官から説明が行われた。

(佐伯参事官) 第16次地方分権一括法について御説明申し上げます。

資料5の1ページ、本有識者会議での御審議を経て昨年12月に閣議決定された令和7年の地方からの提案等に関する対応方針を踏まえ、提案実現のために法改正を要する事項について関係法律を整備するため、本年3月に第16次地方分権一括法案を国会に提出した。本法案については、国会において御審議いただき、5月27日に成立、本日公布されているところである。

具体的な内容については、同じく1ページの概要の部分を御覧いただきたい。今回の一括法は11事項、17法律の改正を行うものである。

例えば、①について、空家対策に係る管理活用や相談対応といった市区町村の取組を補完するため、市区町村が指定することができる空家等管理活用法人について、商工会議所などの非営利法人の指定を可能とするものである。

また、②は地方債について、現在、社債において可能となっているデジタル証券方式での発行を可能とする改正である。

③以降は自治体の業務の簡素化・効率化等に関する改正である。

③は、都道府県等から本籍地市町村に対して行う戸籍証明書等の公用請求について、現在は郵送で行っているところ、オンラインでの戸籍電子証明書等の請求を可能とするものである。

このほか、④から⑪までに記載のいずれも地方からの御提案を実現するための改正が盛り込まれているところである。

地方からの御提案が第16次地方分権一括法という形で実現に至るまでの有識者会議及び専門部会における御審議に改めて御礼申し上げます。

資料5の説明は以上である。

(松田企画官) 資料6について御説明する。

活用状況に係る調査について、提案募集方式により改正された制度などが地方公共団体で利活用されているかを定量的に把握するもので、毎年度実施しているものである。

今回の令和7年度調査については、令和8年1月から3月の間に実施し、調査方法については、総務省の一

齊調査システムにより全地方公共団体に送付させていただいている。

調査項目については、住民サービスに関連する制度改正などを選定ということで、地方公共団体の負担も考慮して今回は5問設定している。内容については次のページから説明させていただく。

2 ページの調査項目①、特定子ども・子育て支援施設等の利用給付の代理受領における支援提供証明書交付の省略ということで、施設が保護者の代わりに代理受領する場合に支援提供証明書の交付を省略できるという制度改正である。

一番左のグラフ、対象となる自治体は、特定子ども・子育て支援施設等の利用給付の代理受領を実施している市区町村ということで、こちらの市区町村の割合については回答のあった912の市町村のうち70%が利用しているという回答であった。実施している市区町村の中で、真ん中のグラフ、制度改正を認知している市区町村の割合は66%、一番右、改正された制度を活用している市区町村の割合は84%という結果となっている。なお、活用していない市区町村の3割においては、今後交付を不要とする予定や、その他の手続へ活用するなど、証明書を別途利用するためという回答があった。

一番下の箱枠、活用の効果としては、施設等を運営する事業者などの事務負担が軽減したという回答が8割に上っている。

3 ページ目の調査項目②、こちらは放課後等のデイサービスの利用対象児童の拡大ということで、回答対象は市区町村となっている。

一番左のグラフ、放課後などのデイサービスが実施されている市区町村の割合、この制度の改正の対象となる市区町村の割合は90%となっている。この中で制度改正を認知している市区町村の割合は75%。一番右、改正された制度を活用している市区町村の割合は19%となっている。なお、活用していない市区町村の81%においては、対象となる障害児の利用の希望がないといったような、緩和された要件に該当しないためという回答となっている。

一番下、活用の効果については、利用受入れ先の増加など、住民サービスの質が向上したというような回答が8割近くとなっている。

4 ページ目で調査項目③、マイナンバーカードの代理人交付の拡充で、居宅サービス事業者が代理人交付を受けられることが可能となったという制度である。

一番左のグラフ、居宅サービス事業が実施されている本制度の制度改正の対象となる市区町村の割合だが、全体で92%となっている。真ん中の制度改正を認知している市区町村の割合については95%、一番右、改正された制度を活用している市区町村の割合は77%となっている。なお、活用していない市区町村の7割について、該当する交付申請がない、まだ実績がないといったような回答が多くなっている。

一番下、市区町村による活用の効果が、来庁に係る住民の負担軽減など、住民サービスの質が向上したという回答が9割と多くなっている。

5 ページ目で調査項目④、児童養護施設等の児童指導員配置基準の緩和ということで、こちらは小中高の教諭に加えて、今回、幼稚園の教諭の免許状を持っている者も追加されたということで資格要件の拡大という制度の改正になる。

この制度改正の対象となる市区町村と都道府県については、児童福祉法の事務処理を行う養護施設等に関する事務主体となる全都道府県と全指定都市のほか、児童相談所設置市としている。

左側の制度改正を認知している都道府県などの割合について、90%が認知している。右側、改正された制度を活用している都道府県の割合としては43%が活用しているという回答となっている。なお、活用していない都道府県などの4割においては、十分な人員が確保されていることなどにより、制度改正を活用する必要がな

いためという回答が約4割となっている。

一番下、活用の効果については、採用可能な人材層の拡充による応募者数の増加など、人材確保の拡大・安定化に寄与したとの回答が6割近くとなっている。

6ページ目の調査項目⑤、建設業許可申請に係る納税証明書の添付の省略ということで、回答対象は建設業許可を行う全都道府県が対象となっている。

左側、制度改正を認知している都道府県の割合は98%が認知している。右側、改正された制度を活用している都道府県の割合としては9%である。本制度自体は令和7年度以降の施行であり、運用開始が直近であるために、省略を可能としているものの、省略の実績なしといった回答があった。また、活用していない都道府県において、活用に当たって体制整備等の対応が必要とか、今後の活用を検討などの回答があった。

活用している都道府県については、行政・事業者等の事務負担が軽減したという回答となっている。

なお、時間の都合上、説明は省いたが、市区町村別の集計も行っており、傾向としては、市区では認知度・活用度、両方とも比較的高いのだが、町村になるにつれて下がっていくという傾向が見られている。

本調査結果については、関係省庁や地方公共団体と共有し、引き続き提案募集方式によって改正された制度の認知度向上や活用促進等を図っていくための取組を進めていきたい。

(市川座長) 説明のあった資料5、6に関して、意見等あるか。

高橋座長代理、お願い申し上げます。

(高橋座長代理) 項目5について、体制の整備が必要だというのは、基本的に税務局と建設許可部局との連携が必要だということか。

(松田企画官) 庁内での連携が必要だということである。

(高橋座長代理) 庁内の連携の体制整備とはどういうことか。連絡できればそれでいいように思うのだが。

(松田企画官) 恐らく、普段付き合いがないとか、制度がまだ始まったばかりということで、まだ需要がなかったのではないかと考えられる。

(高橋座長代理) 連絡体制を整備する気はないということか。

(松田企画官) 連絡体制を整備する気がないというか、その必要性がまだ出てこないという可能性がある。まだ制度が始まって日が浅いため、今回の調査自体が周知にもなっていると思っている。

(高橋座長代理) 承知した。将来改めて調査していただければ如何か。

(松田企画官) 何年か後に、というのはあると思う。

(高橋座長代理) 御検討いただければと思う。

(市川座長) 大橋部会長、お願い申し上げます。

(大橋部会長) この調査は非常に大事で、ここで実現した提案がどういった形で社会的に還元されているかということなので、こちらとしても見ていくことが大事だし、自治体も見ていると思う。したがって、間違ったイメージを与えないことも大切だと思う。成果が出るのに一定の時間は必要だと思うので、制度改正から時間が短かったという、その数字を出すのがやり方としてどうなのかという点もあるため、3年とか5年とか見てどうだったかというルール化、見方の評価が必要かと思う。

また、自分のところでは、対象者がいないので使う必要もないために使っていないというものと、対象者がいるのだが、使えていないというのでは違いがある。今回の場合だと、うちは該当ないからというところ小さい数字が出ていても、それは今回の提案の処理が悪かったわけでもない。ここで実現したことがどのように今までできなかったことに響いたのか、というところが数字に出るのが大切だと思う。この数字の取り方や分析の仕方については、まだ考慮の余地あるような気がするので、検討をお願いしたい。

(稲原室長) 御指摘はごもっともだと思うので、改善に努めていきたいと思っている。

(市川座長) 沼尾議員、お願い申し上げます。

(沼尾議員) 大橋部会長のお話と重なるのだが、この資料が自治体に出たときに、結局自分たちが出した提案というのが、自分たちだけではなくほかの自治体にも資するものでない駄目というようなメッセージを与えてしまわないかと少し気になった。もちろんこれは後から振り返ってどうだったのかということだが、大橋部会長も言われたとおり、成果を見るには期間も必要である。それを踏まえて何のためにこれを出しているのかというところを適切に伝える形で、幅広く情報を開示していただけたらと感じた。

(松田企画官) 承知した。

4 最後に、松田内閣府審議官から以下の趣旨の挨拶があり、閉会した。

(松田内閣府審議官) 有識者会議の議員の皆様及び専門部会の構成員の皆様、本日は熱心に御議論を賜り、提案募集に係る提案の内容だけではなく、事務局の進め方も含めて様々な御指摘・御意見を頂いた。我々もしっかりこれを受け止めて今後の作業を進めていきたいので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

本日、令和8年の提案については、御決定いただいた重点事項も含めて資料4に書かせていただいているが、本日付けで直ちに関係府省庁に対する検討要請をさせていただくことになっているため、これもしっかりと進めていきたいと思う。

本日、皆様方から御指摘があったが、人口減少、あるいは高齢化の進展で、結果として人手不足が深刻化し、一番のサービスの担い手である地方自治体の体制そのものが揺らいでいる。御指摘のとおり、こうした中で、地方行財政の世界をいかにバージョンアップさせて持続可能な形に持っていくかということが大きな課題になっている。地方の皆様からの提案の多くも恐らくベースにそういう問題意識が強く横たわっていると受け止めている。

この解決に国・地方を挙げて、一生懸命取り組もうとしているところである。我々が言うのがいいかどうか分からないのだが、途中で御指摘もあったが、地方分権改革という言葉自体が現状に即しているかなというのも少し気にはなりながら進めている。身近なところでしっかりと仕事をしていただくような形に持っていきたいということがベースにありながらも、作業としては集権的にやらないといけないものも出てくる。要は国民目線でどのようなサービス提供体制を取るのが一番いいのかということを考える段階に入っているのだと。ただ、そういう中でも現場の声をしっかり生かしながら、その意見を吸い上げて物事を考えていくというプロセス、地方からの提案募集という手法は今後も有効なのだ我々は確信している。

そうした中で、内閣府の在り方としても、地方からの提案をしっかりと実現していこうという基本姿勢に立ち、そのことを通じて行政サービスを持続可能なものに持っていこうという考え方に立って、地方からの提案をしっかりと実現していくために関係府省庁の皆さんに真摯な検討を行っていただく。これはもちろん我々内閣府自身も別の段階ではほかの役所と同じようにそういう業務を持っているので、要請を受ける側でもあるのだが、分権改革の事務局としてしっかりと役割を果たすべく要請を行ってまいりたい。

取り組みを進めれば進めるほど難しいものが出てくるので、是非ともまた引き続きの御協力、お力添えを頂戴したいということをお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)